

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

帯広市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

帯広市では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、市が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。  
母子保健に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、委託契約の中に秘密保持規定を設けることにより、万全を期している。

## 評価実施機関名

帯広市長

## 公表日

令和4年7月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法(以下法という。)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定める事務を行っている。 帯広市は、番号法の規定に基づき、以下の事務手続きにおいて特定個人情報を取り扱う。 ①法第10条に基づく、保健指導の実施 ②法第11条に基づく新生児の訪問指導の実施 ③法第12、13条に基づく健康診査の実施 ④法第15条に基づく妊娠の届出の受理、妊娠の届出に係る事実の確認 ⑤法第16条に基づく母子手帳の交付母子手帳の交付、母子健康手帳交付の台帳の整備、母子健康手帳の再交付 ⑥法第17条に基づく妊産婦の訪問指導 ⑦法第18条に基づく低体重児の届出の受理、低体重児の届出に係る事実の確認 ⑧法第19条の未熟児の訪問指導に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一項番49 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第40条) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二項番69の2  情報提供の根拠 番号法別表第2項番56の2、69の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	帯広市市民福祉部健康保険室健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市総務部ICT推進課(電話0155-65-4117) 又は 郵便番号080-0808 北海道帯広市東8条南13丁目1番地 帯広市保健福祉センター内 帯広市市民福祉部健康保険室健康推進課(電話0155-25-9722)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号080-0808 北海道帯広市東8条南13丁目1番地 帯広市保健福祉センター内 帯広市市民福祉部健康保険室健康推進課(電話0155-25-9722)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②	子育て支援課長 西野敏春	子育て支援課長 須永幸乃	事後	人事異動による所属長変更
平成29年4月1日	II-1	平成26年10月1日	平成29年4月1日	事後	計数の時点変更
平成29年4月1日	II-2	平成26年10月1日	平成29年4月1日	事後	計数の時点変更
平成30年4月1日	II-1	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	計数の時点変更
平成30年4月1日	II-2	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	計数の時点変更
平成30年4月1日	I-5-②	子育て支援課長 須永幸乃	子育て支援課長 村木章純	事後	人事異動による所属長変更
平成31年4月1日	II-1	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	計数の時点変更
平成31年4月1日	II-2	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	計数の時点変更
令和2年1月31日	I-3	番号法別表第一(項番49)	番号法別表第一(項番49) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第40条) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)	事後	法律改正
令和2年1月31日	I-4-②	番号法別表第二 (別表第二による情報提供の根拠) ・別表第二第四欄で「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(項番36の2) (別表第二による情報照会の根拠) ・本事務	情報照会の根拠 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二項番69の2  情報提供の根拠 番号法別表第2項番56の2、69の2	事後	法律改正
令和2年4月1日	I-5-①	帯広市こども未来部子育て支援課	帯広市市民福祉部健康保険室健康推進課	事後	機構改革による部署名変更
令和2年4月1日	I-5-②	子育て支援課長	健康推進課長	事後	人事異動による所属長変更
令和2年4月1日	I-7	行政推進室	ICT推進課		機構改革による部署名変更
令和2年4月1日	I-7	帯広市こども未来部子育て支援課(電話0155-25-9700)	帯広市市民福祉部健康保険室健康推進課(電話0155-25-9722)		機構改革による部署名変更
令和2年4月1日	I-8	帯広市こども未来部子育て支援課(電話0155-25-9700)	帯広市市民福祉部健康保険室健康推進課(電話0155-25-9722)		機構改革による部署名変更
令和2年6月30日	II-1	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満		対象者数の変更
令和2年6月30日	II-1	令和元年1月21日	令和2年6月30日		計数の時点変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	Ⅱ－2	令和元年1月21日	令和2年6月30日		計数の時点変更
令和3年6月1日	Ⅱ－1	令和2年6月30日	令和3年6月1日	事後	計数の時点変更
令和3年6月1日	Ⅱ－2	令和2年6月30日	令和3年6月1日	事後	計数の時点変更
令和3年6月30日	I－4－②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	法律改正
令和4年6月1日	Ⅱ－1	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	計数の時点変更
令和4年6月1日	Ⅱ－2	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	計数の時点変更